

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌日
が休息日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(建築課)
- ◇企業管理 鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程
企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程
- ◇企業訓令 鳥取県企業局公印規程等の一部を改正する企業訓令

公布された規則のあらまし

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 一 県営住宅の家賃の決定及び変更
- 1 増設した県営住宅の家賃を次のとおり定めることとした。

2 建替えを実施した県営住宅の家賃を次のとおり変更することとした。

団地名	種 別	家 賃	
		住 戸 番 号	戸数
丸山町第一団	第一種県営住宅	二一〇一号から二一〇三号までの住宅	三
	第一種県営住宅	二一〇一号から二一〇三号及び二一三〇一号から二一三〇三号までの住宅	六
	第一種県営住宅	二一〇四号及び二一三〇四号の住宅	二
浜坂第一種二団地	第一種県営住宅	一〇一〇一号及び一〇一〇三号の住宅	二
	第一種県営住宅	一〇一〇二号及び一〇一〇四号の住宅	二
	第一種県営住宅	一〇一〇一号から一〇一〇四号及び一〇一三〇一号から一〇一三〇四号までの住宅	八
		現行	改正後
		一月の家賃額	一月の家賃額
		〇円、八八二〇円、三九、一〇〇円	三三、一〇〇円、三八、六〇〇円

三柳団地			智頭第一団地		牟田団地	第二種農地		第二種農地
第一種農地	第一種農地	第一種農地	第二種農地	第二種農地	第二種農地	第二種農地	第二種農地	第二種農地
第一種農地 第一種農地 第一種農地	第一種農地 第一種農地 第一種農地	第一種農地 第一種農地 第一種農地	第二種農地 第二種農地 第二種農地	第二種農地 第二種農地 第二種農地	第二種農地 第二種農地 第二種農地	第二種農地 第二種農地 第二種農地	第二種農地 第二種農地 第二種農地	第二種農地 第二種農地 第二種農地
一〇一〇一から一〇一〇四までの住宅	一〇一〇一から一〇一〇三までの住宅	一〇一〇一から一〇一〇四までの住宅	二〇一〇一から二〇一〇四までの住宅	一〇一〇一から一〇一〇四までの住宅	一〇一〇一から八号までの住宅	二〇一〇一から二〇一〇六号まで、二〇一〇一から二〇一〇三号まで、二〇一〇三から二〇一〇四号までの住宅	二〇一〇一から二〇一〇四号までの住宅	二〇一〇一から二〇一〇三号までの住宅
二	二	二	八	四	八	二〇	五	五
六〇〇、四〇〇円	七〇〇、三五〇円	六〇〇、四〇〇円	七〇〇、三一〇円	七〇〇、三一〇円	九〇〇、三五〇円	二〇〇、三二〇円	八〇〇、四四〇円	八〇〇、三七〇円

二 この規則は、平成三年七月一日から施行することとした。ただし、三柳団地に関する部分は、六月一日から施行することとした。

第二種農地	第二種農地
第二種農地 第二種農地 第二種農地	第二種農地 第二種農地 第二種農地
二〇一〇一から二〇一〇四号までの住宅	二〇一〇一から二〇一〇三号までの住宅
二	四
八〇〇、三四〇円	三〇〇、三四〇円

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十三号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

別表の三柳団地の項中

智頭第一 団地	第一種県営住宅	一〇一号から一〇四号までの住 宅	四三一、七七〇円
"	第二種県営住宅	二〇一号から二〇四号まで及び 三〇一号から三〇四号までの住 宅	八三一、二七〇円

第一種県営住宅	一四七号、一四八号、一五一号 及び一五二号の住宅	二
第二種県営住宅	一四三号から一四六号まで、一 五五号から一五八号まで及び一 七九号から二〇二号までの住宅	三
"	第一種県営住宅	一五九号から一七八号までの住 宅
第二種県営住宅	二〇三号及び二〇四号の住宅	二
"	二〇七号の住宅	二
"	二〇九号及び二一〇号の住宅	二

二八、三四〇円	四一六、七八〇円	〇九、九九〇円	二二七、五一〇円	一一八、五五〇円	二二七、〇九〇円
---------	----------	---------	----------	----------	----------

を

第二種県営住宅	一四三号から一四六号まで及び 一七九号から二〇二号までの住 宅	二八
"	一四七号、一四八号、一五一号 及び一五二号の住宅	四
"	二〇三号及び二〇四号の宅	二
"	二〇七号の住宅	一
"	二〇九号及び二一〇号の住宅	二
第一種県営住宅	一一〇一号及び一一〇四号 の住宅	二
"	一一〇二号及び一一〇三号 の住宅	二
"	一一〇一号から一一〇四号 まで、一一〇一号から一一〇三 号まで及び一一〇四号から一 一四〇四号までの住宅	二
第二種県営住宅	二一一〇一号から二一一〇四号 までの住宅	四
"	二一一〇一号から二一一〇四号 まで、二一一〇一号から二一一 〇四号まで及び二一一〇一号か ら二一一〇四号までの住宅	二

八、三四〇円
一六、七八〇円
一七、五一〇円
一八、五五〇円
一七、〇九〇円
四〇、九六〇円
三五、三七〇円
四〇、四六〇円
三四、八三〇円
三四、三三〇円

附 則
この規則は、平成三年七月一日から施行する。ただし、三柳団地に関する

に改める。

る部分は、同年六月一日から施行する。

企 業 管 理 規 程

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

平成三年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業管理規程第一号

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程
鳥取県企業局組織規程（昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第一号）
の一部を次のように改正する。

第三条電気課の項及び開発課の項を次のように改める。

電 気 課

- 一 発電施設及び送電施設並びに工業用水道施設の管理に関すること。
- 二 発電施設及び送電施設並びに工業用水道施設の計画、設計及び工事施行に関すること。

三 発電に関する統計及び報告に関すること。

開 発 課

- 一 地域開発の企画調査に関すること。
- 二 電気事業、工業用水道事業、埋立事業及び観光施設事業の開発に関すること。

三 埋立造成地施設及び観光施設の計画、設計及び工事施行に関する
こと。

四 埋立造成地施設の管理に関すること。
別表を次のように改める。

別表(第八条関係)

名 称	位 置
鳥取県企業局発電集中管理所	鳥取市
鳥取県企業局中部管理所	東伯郡三朝町
鳥取県企業局西部事務所	米子市

附 則

この企業管理規程は、平成三年六月一日から施行する。

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公
布する。

平成三年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業管理規程第二号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程(昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程
第二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「発電業務従事職員」を「発電所等管理業務従事職員」
に改める。

第七条の見出し中「発電業務従事職員」を「発電所等管理業務従事職員」
に改め、同条第一項中「発電業務従事職員」を「発電所等管理業務従事職
員」に、「管理所」を「発電集中管理所、中部管理所又は企業局西部事務
所」に改め、「発電所」の下に「又は工業用水道施設の維持管理」を加え、
同条第三項中「発電業務従事職員」を「発電所等管理業務従事職員」に、
「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「公務による負傷又は疾病」
を「公務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和四
十二年法律第二百一十一号)第一条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。)
による負傷若しくは疾病」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の
次に次の一項を加える。

3 第一項の手当は、次条第一項の発電集中制御業務従事職員の特殊勤務
手当又は第十二条第一項の操作業務従事職員の特殊勤務手当を支給する
場合には支給しない。

第七条の二第一項中「発電集中制御所に」を「発電集中管理所」に、
「発電集中制御所の」を「発電集中制御の」に改め、同条第二項中「百分
の八」を「百分の十二」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「前条第
四項」に、「発電業務従事職員」を「発電所等管理業務従事職員」に改め、
同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の手当は、前条第一項の発電所等管理業務従事職員の特殊勤務
手当を支給する場合には支給しない。

第十二条第一項中「職員が」を「職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）が」に改め、同条第三項中「第七条第三項」を「第七条第四項」に、「発電業務従事職員」を「発電所等管理業務従事職員」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の手当は、第七条第一項の発電所等管理業務従事職員の特殊勤務手当を支給する場合には支給しない。

第十三条の四第一項中「発電集中制御所、管理所」を「発電集中管理所、中部管理所」に改める。

附 則

この企業管理規程は、平成三年六月一日から施行する。

企 業 訓 令

鳥取県企業訓令第一号

鳥取県企業局公印規程等の一部を改正する企業訓令を次のように定める。

平成三年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業局公印規程等の一部を改正する企業訓令

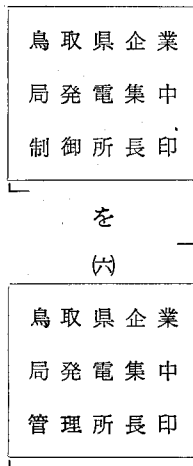
(鳥取県企業局公印規程の一部改正)

第一条 鳥取県企業局公印規程（昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第二号）の一部を次のように改正する。

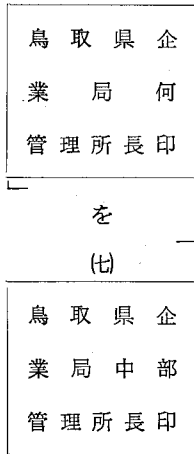
「発電集中制御所長」「発電集中管理所長
別表の所長印の項中 管 理 所 長 を 中 部 管 理 所 長
企業局西部事務所長」「西部事務所長」

に改め、同表の企業出納員の項中「企業局西部事務所」を「西部事務所」

に改め、別表のひな形中



に、



に改める。

(鳥取県企業局管理所処務規程の一部改正)

第二条 鳥取県企業局管理所処務規程（昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県企業局中部管理所処務規程

第一条中「管理所」を「鳥取県企業局中部管理所」に改める。

(鳥取県企業局西部事務所処務規程の一部改正)

第三条 鳥取県企業局西部事務所処務規程（昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「工業用水給水係」を「管理係」に改める。

第二条の二第一項中「所は」の下に「、県西部地域において行う電気事業」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 発電施設及び送電施設の維持管理に関すること。

(鳥取県企業局被服貸与規程の一部改正)

第四条 鳥取県企業局被服貸与規程(昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第八号)の一部を次のように改正する。

別表中

発電集中制御所勤務職員
管理所勤務職員(保守員を除く。)

を

発電集中制御業務に従事する職員
発電施設及び送電施設の維持管理業務に従事する職員(保守員を除く。)

西部事務所勤務職員及び調査建設作業に従事する職員

を

調査建設業務又は工業用水道施設の維持管理若しくは工業用水の送水機器の操作及び保守の業務に従事する職員(保守員を除く。)

に改

める。

(茗荷谷ダム操作規程の一部改正)

第五条 茗荷谷ダム操作規程(昭和五十年二月鳥取県企業訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「鳥取県企業局東部管理所」を「鳥取県企業局発電集中管理所」に改める。

(鳥取県企業局発電集中制御所処務規程の一部改正)

第六条 鳥取県企業局発電集中制御所処務規程(昭和五十二年三月鳥取県企業訓令第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県企業局発電集中管理所処務規程

第一条中「鳥取県企業局発電集中制御所」を「鳥取県企業局発電集中管理所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(内部組織及びその分掌業務)

第一条の二 所に内部組織として運転係及び管理係を置く。

2 所の内部組織の分掌業務は、企業局長(以下「局長」という。)の承認を得て所長が定める。

第二条第一項を次のように改める。

所及び所の内部組織に、それぞれその長を置く。

(鳥取県企業局職員勤務評定規程の一部改正)

第七条 鳥取県企業局職員勤務評定規程(昭和五十二年三月鳥取県企業訓令第四号)の一部を次のように改正する。

別表中

発電集中制御所
管 理 所

を

発電集中管理所
中 部 管 理 所

に改める。

附 則

この企業訓令は、平成三年六月一日から施行する。